

令和 6 年度
成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設実施設計（その 3）業務

現 場 説 明 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

1. 一般事項

本業務における一般事項は、別紙－1のとおりである。

2. 基本条件

(1) 積算基準の適用について

業務価格の算定については、令和6年度 農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）のうち「設計」を適用している。

(2) 積算基地について

本業務の積算基地は、秋田市としている。

(3) 豪雪補正について

本業務における機械経費算定にあたっては、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき、豪雪補正10%を計上している。

3. 設計業務

(1) 設計業務に係る歩掛は以下のとおり計上している。

なお、歩掛の妥当性を検証するため、歩掛実態を別紙－2により報告すること。

単位：人

作業項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 準備作業						
1-1 現地調査	-	2.0	3.0	3.0	-	-
1-2 資料の検討	-	2.0	2.0	2.0	2.0	-
2 建設発生土受入地の検討						
2-1 建設発生土受入地の検討	-	5.0	8.0	10.0	15.0	10.0
2-2 沢処理工の検討	-	1.0	4.0	5.0	7.0	8.0
3 概算工事費算定						
3-1 概算工事費算定 (建設発生土受入地)	-	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0
3-2 概算工事費算定 (施設機械)	-	3.0	5.0	7.0	8.0	15.0
4 照査	-	1.0	2.0	-	-	-
5 点検取りまとめ	-	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
合計	-	16.0	28.0	33.0	39.0	40.0

(2) 作業における旅費交通費について

現地調査は、通勤による作業とし移動時間に係る基準日額は計上していない。

交通費は、ライトバン経費を計上しており、移動経路は高速道路（秋田中央 IC～十文字 IC）としている。

ライトバン使用日数（外業日数）は1日とし、1日あたりの運転時間は4時間としている。

4. 打合せについて

(1) 本業の打合せ工種は、積算基準 設計業務標準歩掛「その他」で考えており、配置人数は以下のとおりとしている。

また、打合せ1回あたり1.0日（内訳：打合せ0.5日、移動0.5日）で考えている。

打合せ	職種（人）		
	主任技師	技師A	技師B
初回	1.0	1.0	
中間（第2回～第3回）		1.0	1.0
最終回	1.0	1.0	

（2）最終回打合せ時における照査技術者の配置は以下のとおりである。

打合せ	職種（人）		
	主任技師	技師A	技師B
照査の確実な実施 (最終回打合せ)	1.0		

（3）打合せに係る移動方法はライトバンとし、高速道路利用（秋田中央IC～横手北SIC）で考えている。

ライトバン使用日数は1日とし、1日あたりの運転時間は3時間としている。

5. 成果物について

（1）電子納品作成費について

設計業務の電子成果品作成は「実施設計」による経費を見込んでいる。

（2）成果物出力について

業務報告書（紙媒体）については、以下のとおり計上している。

項目	規格等	備考
報告書部数	1部	
規格	A-4	
報告書枚数	800枚	
ファイル厚さ	10cm	

（3）開示用成果物について

特別仕様書第6-1条（成果物）に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業に当たっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出に当たっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やか

にその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－1

一般事項

1. 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行横手代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局平鹿平野農業水利事業所 嵴入嵐外現金出納官吏 庶務課長 千葉 悟」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れ

を行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は、土地改良工事等における「設計業務」について、その実態を把握し、歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2. 概要

発注者	局名	東北農政局
	事業所名	平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所
	業務名	令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計（その3）業務
	担当者名	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

(1) 設計業務

(単位：人)

作業項目	数量	歩掛（発注者記載）						歩掛（受注者記載）					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
合計													

4. 歩掛に差異が生じた理由（発注者記入）

5. 歩掛に差異が生じた理由（受注者記入）